

令和7年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和7年9月30日(火)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 危機管理監、原子力安全対策担当局長、
危機対策課長、災害支援担当課長、
原子力安全対策課長、環境安全担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 防災対策について</p> <p>防災対策について伺ってまいります。</p> <p>まず、防災対策に関し、過去の災害対策の進捗状況なども含めて伺います。</p> <p>(一) 市町村の避難所マニュアル見直し等の進捗について</p> <p>2018年の胆振東部地震、2024年の能登半島地震等の検証等を踏まえ、道は人道支援の国際基準を示すスフィア基準に沿った避難所マニュアルへの全面改訂を行い、今年3月の予算特別委員会で「避難所運営を確実にを行うため市町村の避難所マニュアルの見直しや策定を支援していく」と、このように答弁をされておりました。その後の取組状況と進捗状況を伺います。</p> <p>避難所マニュアルの進捗状況について、6市町村で見直しや策定が行われて、今年度中は44市町村に留まっているという実態が初めて明らかにされました。</p> <p>現状と、スフィア基準との間に差が大きかった日本の国においては、なかなか厳しいものがあるというように私も感じています。しかし、これを待っていてはならない訳で、実現して行かなければならないというように考える訳です。</p>	<p>(災害支援担当課長)</p> <p>避難所マニュアルについてであります。道では、本年3月に改正しました北海道版避難所マニュアルを参考とし、各地域のマニュアルの見直しなどが促進されるよう、市町村を対象に説明会を開催したほか、市町村の防災訓練における防災講話や、女性防災リーダーの育成を図るための研修会を活用し、普及啓発に取り組んできたところであり、8月末現在、6市町村におきまして、道の改正内容を踏まえた避難所マニュアルの見直しや策定が行われ、また、44市町村におきまして、今年度中の見直し等が予定されているものと承知しております。</p> <p>道といたしましては、引き続き、防災総合訓練や市町村の防災訓練などを通じまして、普及啓発を図るほか、本庁や振興局の職員が、取組が進んでいない市町村を直接訪問し、課題解決に向けた支援を行うなど、市町村の避難所マニュアルの見直し等を促進してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 女性トイレの環境改善について</p> <p>女性のトイレの使用時間が長いのに、トイレが少ないために、男女間でトイレの待ち時間に大きな違いがあることは人権問題だとして、私ども日本共産党も国会議員が取り上げてきました。</p> <p>政府は、改善に向けた関係府省連絡会議を開催して、トイレ設置数の基準・見直しを進めてきて、その結果ですね、昨年12月の避難所の運営指針改定に、女性用と男性用の割合は3対1を確保すると明記をされました。道もこれを採用しております。</p> <p>この災害避難時の基準が、今後ですね、公共施設の整備や大型イベント等でも、また民間施設でも普及していくことが期待されるわけですが、避難所となる公共施設や学校等の実態はそうっていないわけです。</p> <p>8月の大雨被害等の際にも避難所が開設されておりますけれども、もっと大きな規模でですね、大人数での避難に備えたトイレの整備というのが必要となるわけですが、道はどのように対応していくお考えなのか伺います。</p> <p>仮設を中心にした対応に留まっているところですが、やはり常設トイレにおいても、日常的にですね、改善を牽引していただきたい。</p> <p>ぜひ、そこをですね、強く頑張っていただきたいと申し上げておきます。</p> <p>(三) 訓練での対応について</p> <p>道は、雪害対策連絡部連携確認訓練を行う予定と承知をしております。訓練想定では、局地的大雪、それから暴風雪等による停電の発生や道路滞留の発生を想定しており、運休や欠航による駅や空港での滞留者に対する飲食や防寒、休憩場所・常備薬の手配、トイレの確保などはどのように確認されるのでしょうか。</p> <p>(指摘)</p> <p>有人の場合の対応が前提だと思うんですけどね、今JRでは無人駅が増えておりまして、そうしたところに対しても、どのような対応ができるのか、ぜひ検討いただきたいというふうに申し上げておきます。</p>	<p>(災害支援担当課長)</p> <p>避難所におけるトイレの確保についてであります。道では、能登半島地震の教訓を踏まえ、本年3月、北海道版避難所マニュアルを改正し、トイレにつきましては、スフィア基準に沿って、開設当初は50人当たり1基、避難が長期化する場合は20人当たり1基を目安に設置し、女性用と男性用の比率は3対1となるよう定めたとところでございます。</p> <p>このため、道では、本年3月、仮設トイレや簡易トイレなどをより円滑に調達できるよう、民間事業者との災害時協定を拡充するとともに、今年度、国の交付金を活用し、トイレコンテナ3基を整備するほか、市町村や民間事業者等に対し、国が本年6月から運用を開始したトイレカー等の登録制度を周知し、協力を呼びかけるなど、災害時のトイレ確保の実効性の向上に努めております。</p> <p>道といたしましては、今後とも、国の登録制度の活用を含め、トイレカー等の保有市町村や民間事業者等と連携し、被災地のニーズに応じて迅速に提供できる体制の充実を図るなど、避難所におけるトイレ環境の整備に取り組んでまいります。</p> <p>(危機対策課長)</p> <p>災害時における駅等の滞留者への対応についてでございますが、JR北海道や北海道エアポートでは、大雪・暴風雪に伴う大規模な交通障害などにより、滞留者が発生した場合には、主要な駅や空港において、休憩場所を確保し、予め備蓄している食料や水、毛布等を提供するなど、安全確保を図ることとしております。</p> <p>また、道や市町村では、事業者側の対応が困難な場合などには、公共施設等に一時滞在施設を開設し、状況に応じて、災害時協定に基づき、食料や水等の物資の調達を行い、滞留者に配布するなど、必要な対応を行うこととしております。</p> <p>道では、こうした事態に円滑に対応できるよう、JR北海道や北海道エアポート、札幌市、道運輸局などと雪害対策連絡部を設置し、毎年、降雪期前に連携確認訓練を行っておりまして、訓練では、事業者から駅や空港における滞留者の状況や必要な支援についてご報告いただき、道や札幌市をはじめ、関係機関が連携して対応する手順を確認しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 原子力災害対策について</p> <p>泊原発3号機は新規制基準に適合しましたがけれども、今後も、防潮堤をはじめとした安全対策工事に係る設計及び工事計画に関する認可の審査が継続をします。また、津波対策に伴い、敷地内停泊が翻されて、泊村の渋井地区の沖合に新港を建設し、敷地外輸送するとしておりますけれども、安全が確認されたわけでもありません。また、猶予期間はあるものの、テロ対策のための特定重大事故等対処施設もないままであって、このような状況では、とても再稼働に同意できるような状況ではないというふうに考えます。再稼働にあたって、規制委員会による安全対策が万端でなくても、原発の安全対策に終わりが無いといえますね、今回許可が出たことをもって、原子力災害対策を担う危機対策として、この3号機は安全だというふうに考えるのかどうか伺っておきたいと思えます。</p> <p>先ほどあったドローンの事故についてはですね、特重施設でも対応できないと思えますよ。それからこの今の答弁では、絶対的な安全性が確保されるわけではないということですから、原発事故と常に隣り合わせだということですね。</p> <p>(五) 屋内退避時の対応について</p> <p>福島第一原発事故の際に、避難途中で災害関連死で亡くなる方が多くいたことなどから、UPZ圏内は20ミリシーベルト以上でなければ避難できないこととしました。しかし、UPZ圏内の避難計画で屋内退避とされておりまして、その実効性は一般質問で丸山議員が指摘した通り、外気は流入し、エッセンシャルワーカー等は外出もしなければならなくなるという、非常に矛盾したものになっております。一方、新型コロナウイルス感染症など発生に対して、感染拡大や重症化等につながりかねないというのに、令和2年6月の一般質問には、屋内退避の場合は換気しないとしていたわけです。全く矛盾した対応ではないかと考えますが、何を根拠に対応に違いを持ち出すのでしょうか。</p> <p>放射能を自ら呼び込むような対策を取らなければならぬということなのですね。</p>	<p>(環境安全担当課長)</p> <p>泊発電所の安全性についてでございますが、泊発電所3号機については、規制委において、7月30日に施設の基本設計となる設置変更許可が行われたところであり、今後、設計及び工事計画認可申請や、保安規定変更認可申請に係る審査が行われることとなっております。</p> <p>また、燃料等の事業所外運搬については、関係法令に基づき、技術的基準への適合性等を関係省庁全体で確認するとしており、理解要請の際、経済産業大臣からも、その旨のご発言があったところです。</p> <p>なお、新規制基準においては、意図的な航空機衝突への対応などのテロ対策を求めており、その重大事故等に対処するために必要な機能として特定重大事故等対処施設の設置が必要となりますが、この施設が設置されていなければ、直ちに発電用原子炉施設における重大事故の発生及び拡大の防止に支障が生ずるようなものではなく、更なる安全性向上のためのバックアップ対策として求められている施設であることから、本体施設の設計及び工事計画認可から5年間の猶予期間が設けられております。</p> <p>原子力規制委員会では、新規制基準に基づく適合性審査は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことで絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原発の安全性については、その追求に終わりは無いとの考えの下、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしており、道といたしましては、規制委において、継続的な安全向上を図って頂くことが重要と考えております。</p> <p>(原子力安全対策課長)</p> <p>屋内退避時における対応についてであります。原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正いたしまして、屋内に留まることを原則としつつ、生活の維持に最低限必要な住民の一時的な外出や、生活を支える民間事業者等の活動を可能とすることに加え、放射性物質が放出される恐れが高いと判断した場合には、国が外出を控える旨の注意喚起を行うことなどについて追加したと承知しております。</p> <p>また、令和2年の11月にすね策定いたしました「感染症流行下での防護措置のガイドライン」では、自宅以外の施設で屋内退避を実施する場合は、被ばくを避けるため、扉や窓等の開放による換気は行わないことを基本としながら、感染症対策の観点から放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとしております。</p> <p>道といたしましては、今後、国が屋内退避中の住民の一時的な外出等に関する具体的な考え方などにつきまして示すこととしていることから、そうした動向を注視するとともに、この度の改正を踏まえまして、地域防災計画を修正するなど、適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 自主避難について</p> <p>放射能の影響を受けやすい子どもがいたり、妊婦がいる場合、放射能による影響を不安に思うのは当然だと考えます。それでも屋内退避が強制されるのでしょうか。また、自主避難した場合、何らの補償というのは受けられなくなるのでしょうか</p> <p>UPZの皆さんはですね、再稼働の同意に関与することなく、被害だけは受ける。事故の際は被害だけは受ける。こういうことになるわけです。</p> <p>(七) 道民への防災の広報について</p> <p>シビアアクシデントは起こりうるということが証明された東京電力福島第一原発事故による放射性物質というのは、静岡県でも確認されておりまして、欧州でも確認されております。人間だけでなく、農地やあらゆる生き物が被ばくする危険があるわけです。二度と起こらないとは言えないシビアアクシデントによる被害を受ける可能性は全道に起こり得るわけです。原子力防災訓練は泊原発周辺と受入地での訓練にとどまっておりますけれども、全道民に対して防災、放射能による汚染防止対策をどのように呼びかけるのか。「直ちに健康に影響を与えるものではない」等と呼びかけるのでしょうか。お聞きします。</p>	<p>(原子力安全対策課長)</p> <p>住民の方々への防護措置等についてであります。原子力規制委員会では、放射線被ばく量は、距離による低減効果が大きいため、発電所から5km圏内のPAZでは予防的防護措置として避難が有効とする一方で、5kmを超えるUPZにおきましては、放射性ブルーム通過時の放射線被ばく量に関しては、距離による低減効果よりも、屋内退避による低減効果が確実であるとして、自宅又は最寄りの公共施設等での屋内退避が有効としているところでございます。</p> <p>また、地域防災計画等に基づき、防護措置を確実にを行うためには、日頃から、住民の皆様へ原子力防災対策に関する知識の普及啓発を行い、理解を深めていただくことが大変重要であると認識しておりまして、道では、毎年、原子力災害時の基本的な対応を掲載いたしました「原子力防災だより」や「原子力防災カレンダー」を、関係自治体の全戸に配布するとともに、小中高生などを対象に「地域学習会」を開催するなどの取組を行っているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、様々な媒体を活用しながら、防災知識の普及啓発に継続的に取り組み、住民の皆様への理解促進に努めてまいります。</p> <p>なお、原子力損害に係る賠償につきましては、関係法令に基づき、事業者と国で必要な措置が図られることとされております。</p> <p>(原子力安全対策課長)</p> <p>原子力防災対策についてであります。原子力規制委員会が策定いたしました原子力災害対策指針では、UPZ外におきましても、事態の進展等に応じて、UPZ内と同様に屋内退避等を行う必要があるといたしまして、実施の判断は、国がプラントの状況等を踏まえて行うこととされていることから、道では、各振興局等を通じて各市町村に対し、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うこととしており、UPZ外の自治体が、国から屋内退避等の指示を受けた場合には、既存の防災体制を活用し、防災無線や広報車、緊急速報メールサービス等により住民等に周知することとなっております。</p> <p>なお、UPZ外の自治体につきましては、法令上、原子力防災計画を策定する義務はございませんが、現在、道内では、札幌市のほか、後志管内の全ての市町村において、計画が策定されているところでありまして、道といたしましては、UPZ外の自治体が計画を策定する場合においては、道の防災計画との整合性を図るための調整など、必要な支援を行ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 30km 以遠での対応について</p> <p>緊急事態に際し、放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあることを想定した対応を道としても行い、また、防護措置が明記されているということになります。防護措置が必要な範囲は30キロ圏にとどめられているわけですが、30キロ以遠に拡散した場合、どのように対応するのでしょうか。その際の濃度は何か所で測定され、道民にどのような方法で周知するのか。ブラックアウトの事態も想定した上で対応を伺います。</p> <p>(再質)</p> <p>いまの答弁から分かったのは、UPZを超えた30km圏よりも遠い地域でも被害が起こる可能性があり、それに対応するように準備をしているということなのだと思うのですよね。しかし、どのような影響がどの程度あるのか示されたことがあるのかも分かりませんし、道民への説明会でも説明するのもよく分かりません。これまで、道民にどのように周知、説明してきたのかをお聞きしておきたいと思えます。</p> <p>しかし、多くの道民は知らないと思えますよ。それから、いま、説明会で行われている北電の説明資料の中にもですね、こうしたことは全く書かれておりません。やっぱり、これは周知が必要だと思うので、<u>知事にもお聞きしなければならぬことだ</u>と考えております。</p>	<p>(原子力安全対策課長)</p> <p>UPZ外の防護措置についてであります。道では、緊急時モニタリング地点を83地点設定しており、UPZ内77地点での連続測定を行うほか、UPZ外6地点においても可搬型モニタリングポストを警戒事態の段階で設置し、測定を実施することとしております。</p> <p>この他、UPZ外につきましては、国や道の固定測定局においても連続測定を行うとともに、必要に応じて、国及び事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて、緊急時モニタリングを実施し、その測定結果については規制委のホームページで公表されることとなっております。</p> <p>屋内退避等の実施の判断は、国が、プラントの状況やモニタリング結果等を踏まえて行い、UPZ外の自治体が、国から屋内退避等の指示を受けた場合には、既存の防災体制を活用し、停電時においても確実に情報伝達ができるよう防災無線やエリアメール、広報車等の多様な手段を用いまして住民等に周知することとしております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>UPZ外への周知についてであります。道の地域防災計画では、UPZ外の措置等について大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、UPZ外の住民においても、放射性物質による影響を回避するため、国から、屋内退避や避難等の防護指示があった場合には、道がUPZ外の該当市町村に対し、連絡する旨を定めております。</p> <p>こうした内容につきましては、道のホームページに掲載し、広く公表していることに加えまして、後志管内のUPZ外の市町村も含め、全戸に原子力防災だよりを配布し、住民の皆様にも周知しているところでございます。</p>
<p>(九) 北海道ブラックアウトを想定した訓練について</p> <p>北電は原発の運転を経験していない社員の増加に対して、他社での研修をしているから安心だと、これまでも述べてきておりますし、今も述べております。</p> <p>最速27年早期に再稼働できたとしても過半数が未経験者となる訳です。</p> <p>またブラックアウトから7年を経過して、当時ですね、北電の停電情報が停止をされていて、公式ツイッターも閉鎖されたままだったことを知る社員もですね、少なくなっているという風に思います。</p> <p>また、当時の知事は、迅速な情報伝達に努めるよう北電に求めた訳ですけど、このブラックアウトから様々な経験を得られたと私は考えております。</p> <p>原子力防災訓練を含め、道の防災訓練において、ブラックアウトを想定した訓練というのは実施しているのかどうか、伺います。</p>	<p>(災害支援担当課長)</p> <p>大規模停電を想定した訓練についてであります。道では、胆振東部地震により発生した道内全域停電の経験を踏まえ、地域防災計画を修正し、行政機関や医療機関、避難所などの重要施設における非常用電源の確保を図るとともに北海道電力と連携して、道民の皆様に対し、停電の状況や復旧の見通しなどの情報提供を行うことなどの対策を盛り込んだところでございます。</p> <p>また、厳冬期に巨大地震と大規模停電が発生することを想定した防災総合訓練を実施し、避難所における非常用発電機の起動訓練のほか、電力を使用しない方法で食事や暖房を確保する訓練などに取り組みますとともに、北海道電力との共同訓練として、大規模停電時に、病院や福祉施設などの重要施設に対し、優先的に電力供給を行うための電源車の派遣手順を確認する通信連絡訓練などにも取り組んでおります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) テロ対策等に係る訓練について</p> <p>テロ対策施設の特重施設は基本設計を 2023 年に申請していますが、工事計画認可を受けてから 5 年の猶予があって、5 年以内にできなければ停止しなければならないということになっています。ということは、特定重大事故等審査中でも再可動はできることになってしまうわけです。特重施設のない段階で、テロを想定した訓練やミサイル情報に伴う原発災害に関連した訓練というのは実施したことがあるのでしょうか。その必要性の認識と併せてお答えください。</p> <p>(十一) 原発事故への対策の安全レベルについて</p> <p>原子力災害というのは、想定を超えた事故となりうりまずし、最悪の場合原子炉爆発も起こりうるというのが東電福島第一原発の教訓だというふうに考えるわけです。そうでなくて、新たに多重防護基準が厳しくなったと、新たな基準ができて、それをクリアして、安全だというそうしたことにすがって新しい安全神話につながってしまうわけですが、原子力安全対策課としてはそういうふうな対応ではないというふうに確認したわけであります。</p> <p>2012 年の稼働停止以降ですね、泊原発 3 号機再稼働までに必要な安全対策費は 5,150 億円、特定重大事故等対処施設では 1,120 億円、合計で 6,270 億円を見込んでいますが、今後資材費や人件費が高騰する中、さらに新港建設と審査を経る必要があります。規制委員会も 100%の安全はないと言って、今日の質問でもわかりますけれども、完全な安全はないということはわかりました。知事は原発の安全追求に終わりはないと繰り返しているだけなのですけれども、この終わりのない安全対策を道民に強いる原発にいつまでも依存していいのか問われています。</p> <p>北海道で初の線状降水帯が発生するなど、これまでの想定を超えるほど激甚化しているどの自然災害との複合災害にも対策をとっていかねばならないこの原発事故に対し、必要な安全のレベルと判断できるのかどうか伺います。</p> <p>被災するかもしれない全道民の意見をどう反映するのか、再稼働に必要な安全性が担保されるのかということについて、<u>知事に直接伺いたい</u>と思いますのでお取りはからいをお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思います。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>テロ等を想定した訓練等についてであります。北海道電力では、「泊発電所原子力事業者防災業務計画」に基づき、原子力災害が発生した状況下における事故対応能力の向上を図るための訓練を実施しており、訓練のひとつとして、重大事故の発生を想定し、事故事象の進展予測や事故収束に向けた対策の立案等を行うシビアアクシデント対応訓練を行っております。</p> <p>また、テロを想定した訓練としては、発電所に常駐する警察等の治安機関と合同で、不審者の侵入や制御系システムへのサイバー攻撃を想定した対処訓練を行っているほか、自衛隊、警察、海上保安庁による武装工作員等の不法侵入を想定した共同実動訓練を発電所周辺において、定期的を実施していると承知しており、道としても、原子力発電所の警備体制の充実・強化に資するものと認識しております。なお、ミサイル攻撃などの武力攻撃に対しては、自衛隊による活動のほか、国民保護法等の枠組みの下で、関係機関が連携をして、対処することとされております。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>原発の安全性についてであります。原子力規制委員会においては、福島第一原発事故の教訓や国際原子力機関いわゆる IAEA 等の国際機関の安全基準を含む海外の規制動向などを踏まえ、地震や津波など、自然現象の想定を大幅に引き上げて防護対策を強化するとともに、万一重大事故が発生した場合に備え、その進展を食い止める対策を事業者に求めるといった最新の技術的知見を反映した新規制基準を定めており、泊発電所 3 号機については、規制委において、7 月 30 日に設置変更許可が決定され、基準に適合しているとの最終的な判断が示されたものと考えています。</p> <p>加えて、原発の安全性の確保は、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的枠組みの中で行われているところであり、規制委には、今後、新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により、継続的な安全向上を図って頂くとともに、北海道電力においては、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んで頂くことが重要と考えています。</p> <p>道としては、原子力災害時における住民の皆様の安全の確保を図るため、実践的な訓練を積み重ね、その結果を防災計画に反映しながら、より実効性のある防災対策の充実・強化に取り組んでまいります。</p>